

改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実等を求める意見書

経済・生活苦による自殺者や自己破産者の増加などの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、年収の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止などを含む同法が、2010年6月18日までに完全施行される予定である。

改正法の成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は多重債務相談窓口の整備・強化、セーフティネット貸付の提供、金融経済教育の強化、ヤミ金融の撲滅に向けた取締りの強化を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、その成果を上げつつある。

ところが、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊更強調して、改正法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

改正貸金業法の完全施行の先延ばしや、金利規制などの貸金業者に対する規制を緩和することは、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねないものであり、断じて許されるものではない。

よって、国においては、今般設置された消費者庁の所管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 改正貸金業法を早期（遅くとも本年12月まで）に完全施行すること。
2. 自治体での多重債務相談窓口体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分に確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月2日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	議長	長	横路孝弘様
参議院議長	議長	長	江田山五由紀夫様
内閣総務大臣	総務大臣	大臣	鳩山由紀夫様
財務大臣	務大臣	大臣	原口一裕様
厚生労働大臣	労働大臣	大臣	藤井妻昭様
経済産業大臣	産業大臣	大臣	直嶋正行様
国家公安委員会委員長	委員	長	中井井洽様
金融担当大臣	担当	大臣	亀井井静瑞様
消費者及び食品安全担当大臣	担当	大臣	福嶋瑞穂様